

## 「予防技術資格者章」 交付式を実施しました

燕・弥彦総合事務組合消防本部では、令和3年9月6日（月）、予防技術資格者※<sup>1</sup>に対し「予防技術資格者章」を交付しました。

予防技術資格者章は、活動服に貼付するワッペンタイプとなっており、金色資格者章と銀色資格者章の2種類で、金色資格者章は消防庁長官が実施する予防技術検定※<sup>2</sup>の3科目すべてに合格している者、銀色資格者章は予防技術検定の2又は1科目に合格している者で、消防長が予防技術資格者として認定した者に交付します。

今後も複雑多様化する予防業務に対する知識を高め、火災予防の強化に組織全体として取り組んで参ります。



### ※1 予防技術資格者とは

消防力の整備指針第32条第3項の規定により、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める予防技術検定に合格した者で、消防長が予防技術資格者として認定した者をいいます。

なお、当消防本部では金色資格者章対象者10名、銀色資格者章対象者37名の計47名が予防技術資格者として認定されています。

### ※2 予防技術検定とは

「防火査察」、「消防用設備等」、「危険物」の3科目